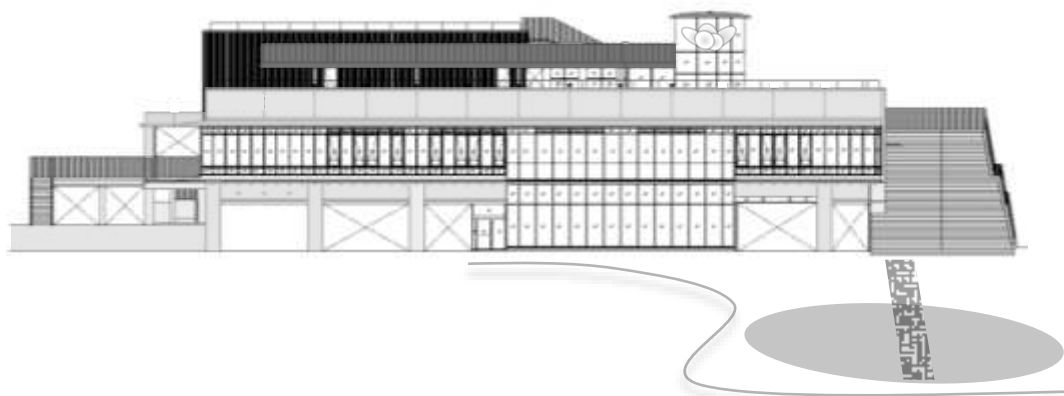


大船渡市防災観光交流センターに係る 津波避難誘導マニュアル 【初版】

※避難は「命を守る行動」であるため、津波避難誘導にあたっては、本マニュアルに記載した活動を優先すること。



平成30年10月26日 大船渡市災害復興局大船渡駅周辺整備室作成

【目次】

- 0. 前提(大船渡市防災観光交流センターに係る津波避難誘導に関する原則)
- 1. はじめに
- 2. 津波避難誘導
- 3. その他

0. 前提

大船渡市防災観光交流センターに係る津波避難誘導に関する原則

大船渡市防災観光交流センター（以下「施設」という。）において、津波災害から施設の利用者及び指定管理業務従事者の命を守る津波避難誘導（以下「避難誘導」という。）を実現させるためには、東日本大震災の経験から得た留意事項に基づき避難誘導マニュアルの作成及びその検証、改善を繰り返していくことが必要です。

本原則は、東日本大震災の経験から得た留意事項を定めるものです。

1. 施設における津波避難誘導の基本的な考え方

避難誘導にあたり余裕時間はほとんど無いことから、可能な限り短時間で避難すること（即時避難）を原則とし、避難誘導を行う者（以下「誘導者」という。）は、対象者に対して、各々が自らの命を守ることを指示し、次に適切な避難先及びそれに至る避難路を指示しつつ、誘導者自らも避難することのみに専念すること。

2. 避難誘導に関する原則

(1) 前提

① 避難誘導者

- ア. 適切な避難誘導体制を構築するため、原則として誘導者は指定管理者のみとし、指定管理者から委託を受けた者は誘導者に含まないようにすること。
- イ. 避難誘導の際の事故等に備えるため、誘導者は各自ヘルメットを着用するほか、可能な限りにおいて二人一組での行動を基本とすること。
- ウ. 物品の持ち出しに時間を割かないこと。

② 避難誘導の対象者

施設1～2階の屋内利用者及び3階以上の屋外利用者のみを避難誘導の対象者とする。

③ 避難誘導の開始

津波予報区（岩手県）における大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）の受信をもって、避難誘導を開始すること。

④ 避難誘導の終了

避難誘導の対象者を、市が指定する第一避難場所又は避難所へ誘導し、かつ、市の災害対策本部従事職員や地域防災計画に基づき避難誘導を行っている者に引き渡したときをもって避難誘導の責務を解くものとする。

(2) 初動

誘導者及び避難誘導の対象者の安否確認をしつつ、同者に対して「地震が発生した」と及び「情報収集中であり今後の津波情報等に注意すること」を告知するとともに、施設内避難経路について、目視等により短時間で安全確認をすること。

(3) 避難誘導

① 避難誘導の基本

避難誘導の対象者に対して、「職員の指示に従って冷静に行動すること」及び「物品等はそのままに避難すること」、「車両での避難はしないこと」を告知しつつ、可能な限り短時間で、円滑に避難させること。

なお、避難誘導に従わない者がいる等の各種トラブルにより、避難誘導全体に影響させないようにすること。

② 要配慮者に係る避難支援

避難誘導の対象者のうち、乳幼児、車イス利用者、目が不自由な人、耳が不自由な人、外国人、負傷している者等の要配慮者に係る避難支援については、誘導者が行うのではなく、同伴者（親、介助者を含む）に依頼すること。

なお、同伴者が見当たらない場合は、避難誘導の対象者のうち体力がありそうな者に依頼すること。

③ 掲示物の設置

避難誘導完了後は、屋内に出入り可能な場所に、少なくとも以下の事項を掲示（多言語対応）するとともに、封鎖すること（避難完了後に施設内残留者が生じた場合を想定し施錠しない）。

- ・津波警報等が発令されたこと
- ・館内封鎖中であること
- ・避難経路

3. 事前の備えに関する原則

(1) 「2(1) 前提」関連事項

- ① 津波警報等の受信方法は事前に定めておくほか、当該情報を受信した者が誰でもあっても、避難誘導を開始できるようにしておくこと。
- ② 地域防災計画等の関連計画について、理解を深めておくこと。
- ③ マスターキー管理者が不在の場合に備えて、予備のマスターキーを作成し、管理場所については全誘導者において把握しておくこと。

(2) 「2(2) 初動」関連事項

- ① 平時より、誘導者の役割分担を確認しておくこと。
- ② 屋内に出入り可能な場所への掲示物（多言語対応）について、迅速、かつ、容易に掲示可能な仕様を考慮して、作成しておくこと。

(3) 「2(3) 避難誘導」関連事項

平時より、避難誘導時の定型告知事項をまとめ、多言語化したパネルを準備しておく等、円滑な避難誘導を達成できるように努めておくこと。

(4) その他

- ① 平時における利用者及び市民等に対する周知
 - 平時より、利用者に対して、津波警報等発令時には上記の取扱いとする旨周知に努めること。
- ② 津波避難訓練の実施
 - ア. 避難誘導の対象者数を施設の最大利用可能人数とし、年1回以上実施すること。
 - イ. 避難経路は、複数パターン設定しておくこと。

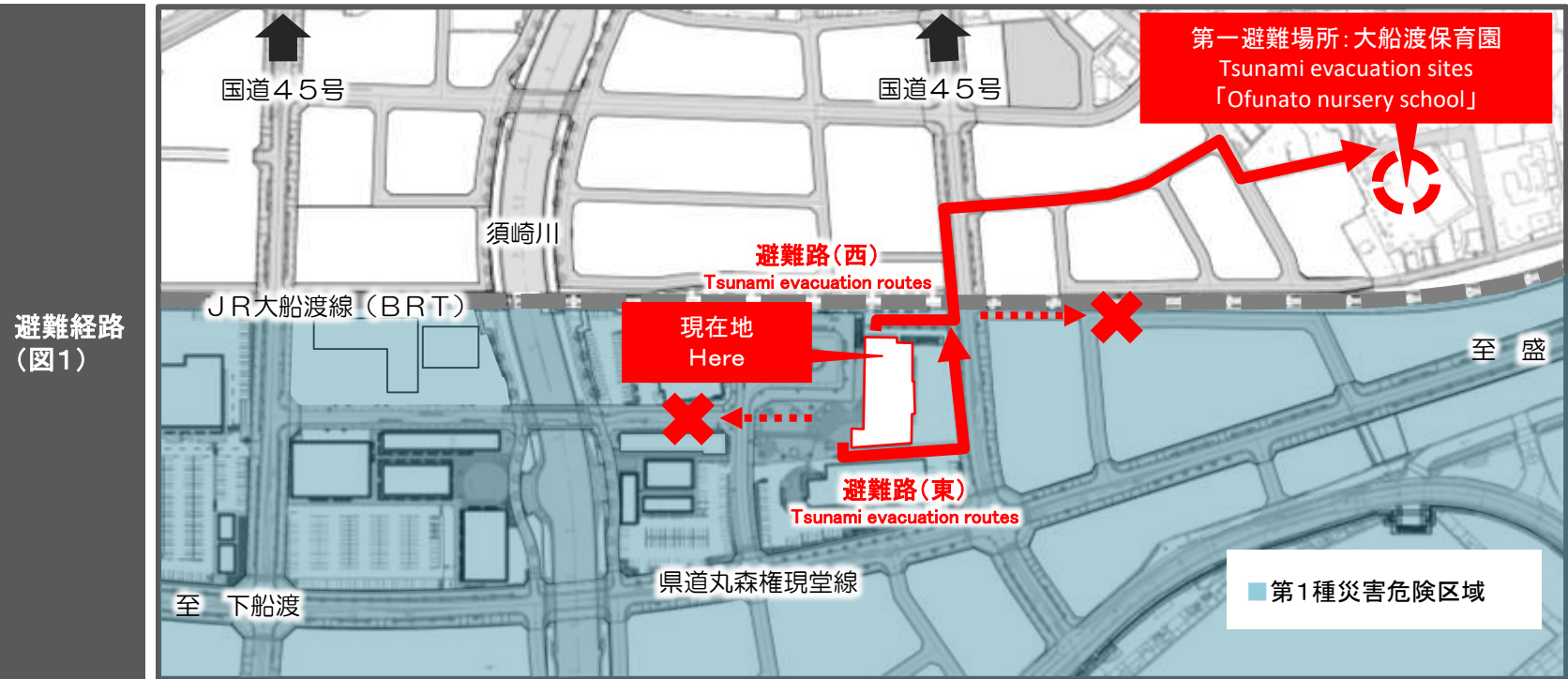
1. はじめに

(1) 前提の確認

趣旨	・本マニュアルは、大船渡市防災観光交流センターにおいて、津波災害から施設利用者及び指定管理業務従事者の命を守る津波避難誘導を実現させるため、その具体的な活動について、「大船渡市防災観光交流センターに係る津波避難誘導に関する原則」を踏まえて、まとめたもの。	
避難誘導の対象者	・施設1～2階の屋内利用者及び3階以上の屋外利用者 ※本マニュアルは、利用者数が最大時においても対応するもの。	
避難誘導の開始と終了に係る基準	開始	・津波予報区(岩手県)における大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という。)の受信をもって、津波避難誘導を開始する(周辺商業街区と同様)。
	終了	・津波避難誘導の対象者を、市が指定する第一避難場所又は避難所へ誘導し、かつ、市の災害対策本部従事職員や地域防災計画に基づき津波避難誘導を行っている者に引き渡したときをもって津波避難誘導の責務を解くものとする。

【参考：津波警報・注意報の種類(気象庁HPより)】

種類	発表される津波の高さ(津波の高さ予想の区分)	想定される被害と取るべき行動
大津波警報	10m超(10m<予想高さ)	・木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難すること
	10m(5m<予想高さ≤10m)	
	5m(3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	3m(1m<予想高さ≤3m)	・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難すること
津波注意報	1m(0.2m≤予想高さ≤1m)	・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する ・海の中にいる人は、ただちに海から上がり、海岸から離れること



1. はじめに

(2) 平時における備え ※表中「〇〇」には、指定管理者において配置場所等を記載すること

物品	①ヘルメット、電池式ラジオ、メガホン		・配置場所：〇〇
	②持ち出し物品（貴重品）		・内容物：〇〇
			・配置場所：〇〇
	③マスターキー	1	・配置場所：〇〇
		2	・配置場所：〇〇
		予備	・配置場所：〇〇
	④屋内に出入り可能な場所への掲示物		・配置場所：〇〇
	⑤津波避難誘導パネル ※耳が不自由な人及び外国人に向け		【パネル文例：地震発生後（初動）】 ・ただ今、大きな地震が発生しました (A major earthquake has just occurred.) ・今後の津波情報等に注意してください (Be careful to tsunami alert.) ・施設は今後も揺れますが、倒壊しません (This building may shake again.However,it is safe and will not collapse.) ・ケガをした場合は職員に申し出てください (Let staff know immediately if you got injured.)
			【パネル文例：津波警報等が発令】 ・①津波注意報／②津波警報／③大津波警報が発令されました (①A tsunami advisory／②A tsunami warning／③A major tsunami Warning was issued.) ・大船渡保育園に避難します (We must evacuate to Ofunato nursery school.) ・職員の指示に従って、冷静に行動してください (Behave calmly and follow,the instructions of the emergency staff members.) ・歩いて避難します、車で避難しないでください (Leave your car and evacuate on foot.)
体制づくり	指定管理業務従事者		・日々、誰がA・B・C・Dの役割（後述）を担うか確認しておくこと
	利用者及び市民等に対する周知		・津波警報等発令時における円滑な避難を実現するため、以下を例として周知に努めること 例1 利用申請時に、利用の前提として、第1種災害危険区域内に位置する施設であることや、津波警報等発令時の避難に関する事項等について、利用者に同意いただく 例2 ホームページや利用者向け配布書類、施設内の掲示物等に、本マニュアルの抜粋情報を掲載する

2-1. 津波避難誘導＞概要

(1)地震発生時の行動

- ① 丈夫なテーブルの下に身を隠し、テーブルの脚を持ち、頭を保護する
- ② (①が不可の場合)物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所(要事前確認)に移動し、低い姿勢でカバン等で頭を保護する
- ③ (①②が不可の場合)低い姿勢でカバン等で頭を保護する

(2)津波避難誘導の概要(地震発生後)

人員	平時の勤務場所	津波避難誘導(別途図解)			
		1. 地震発生後(初動)	2. 津波警報等が発令	3. 自らの避難	職員Aが「屋上への避難」を指示した場合
A	1階事務室	①1階事務室 ・ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯 ・職員C及びDのケガの有無・安否を確認の上、指示 ・マスターキー、貴重品持出し ②1階観光交流スペースへ移動 ・1階利用者の安否確認 ・1階利用者に避難経路図を渡し、今後の情報に注意する旨伝達 ③2階へ移動(屋内階段より) ・屋内階段(2階部)を封鎖(チェーン等)	④1階観光交流スペースへ移動 ・1階利用者に「避難場所まで自主避難すること」を告知、1階残留者無しの状態にする ・1階出入口(西及び東)に必要な事項掲示、封鎖(施錠しない) ⑤屋外大階段上部へ移動 ・海の状態を確認 ※津波が防潮堤を超える可能性を感じた場合は、「波が防潮堤を超えるおそれあり！屋上広場へ避難！」の旨大声で指示	⑥2階出入口(東)へ移動 ・2階出入口(東)に必要な事項掲示、封鎖(施錠しない) 【職員Bから残留者が無い旨報告あり】 ⑦避難路(西)(図1)を通じて避難可能な場合 ・2階出入口(西)に必要な事項掲示、封鎖(施錠しない) ・避難路(西)を通じて、自ら避難 ⑧避難路(西)(図1)を通じて避難不可の場合 ・避難路(東)を通じて、自ら避難	・屋上広場へ避難
B	2階事務室	①2階事務所内の放送機器前 ・「地震発生」の旨館内放送 ・ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯 ・マスターキー持出し	②2階事務所 ・津波警報等を受信後、「避難開始」の旨館内放送 ③2階の各諸室 ・津波避難誘導しつつ、2階残留者の有無確認	【残留者無い旨職員Aに報告】 ④避難路(西)(図1)を通じて避難可能な場合 ・避難路(西)を通じて、自ら避難 ⑤避難路(西)(図1)を通じて避難不可の場合 ・避難路(東)を通じて、自ら避難	・屋上広場へ避難
C	施設内	①1階事務所へ移動 ・職員Aから指示受け ・ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯 ②2階出入口(西)へ移動(屋内階段より) ・2階利用者の安否確認 ・屋外西側の階段又はスロープと施設との繋ぎ目の安全確認(目視) ・屋外西側の階段又はスロープが活用不可と思われる場合は、必要事項掲示、封鎖(施錠しない)	③屋外西側の階段等が活用可能と思われる場合 ・利用者を先導し、避難路(西)(図1)を通じて、避難場所まで誘導 ※避難場所到着後、利用者を市の災害対策本部従事職員等に引き渡し、津波避難誘導終了 ④屋外西側の階段等が活用不可と思われる場合 ・利用者を、2階出入口(東)から避難させる ・避難路(東)(図1)を通じて、自ら避難	・避難路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難 ・施設内にいる場合は、避難路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断	
D	施設内	①1階事務所へ移動 ・職員Aから指示受け ・ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯 ②3階デッキ・屋上広場へ移動 ・3階以上の屋外利用者の安否確認 ・避難路(東)(図1)の安全確認(目視) ・3階以上の屋外利用者に「1階観光交流スペースで待機」の旨伝え、3階以上残留者無しの状態にする	③2階出入口(東)へ移動 ・2階利用者を先導し、避難路(東)(図1)を通じて、避難場所まで避難 ④(途中)屋外大階段1階部にて ・必要事項掲示 ※避難場所到着後、利用者を市の災害対策本部従事職員等に引き渡し、津波避難誘導終了	・避難路(東)を通じて避難中の場合は、そのままの経路で避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断 ・施設内にいる場合は、屋上広場へ避難	

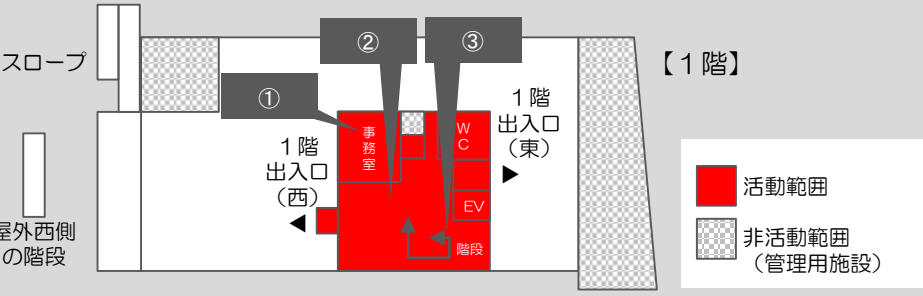
2-2. 津波避難誘導＞職員A

1 . 地震発生後(初動)・・・1階

- ①1階事務室
 - ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯
 - 職員C及びDのケガの有無・安否を確認の上、指示
 - マスターキー、貴重品等持出し
- ②1階観光交流スペースへ移動
 - 1階利用者の安否確認、ケガ人は利用者間で避難補助するよう伝達
 - 1階利用者に避難経路図を渡し、今後の情報に注意する旨伝達
- ③2階へ移動(屋内階段より)
 - 屋内階段(2階部)を封鎖(チェーン等)

【告知の例】

- ・地震発生！情報収集中！
- ・今後の津波情報等に注意してください！
- ・ケガをした場合は職員に申し出てください！

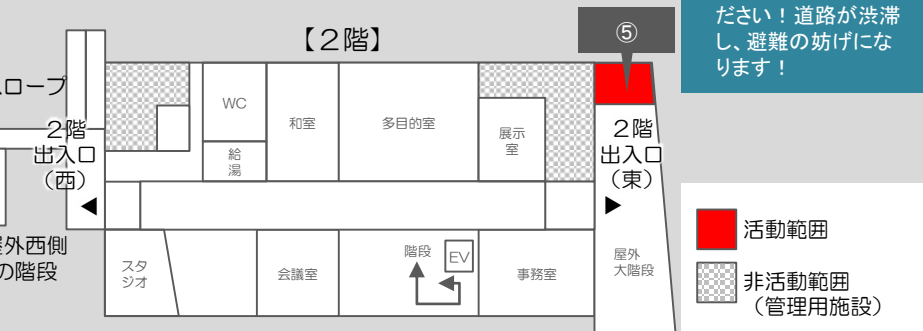


2-2. 津波警報等が発令・・・2階

- ⑤屋外大階段上部へ移動
 - 海の状況を確認
 - ※津波が防潮堤を越える可能性を感じた場合は、「波が防潮堤を超えるおそれあり！屋上広場へ避難！」の旨大声で指示

【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・貴重品以外は持たないでください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！

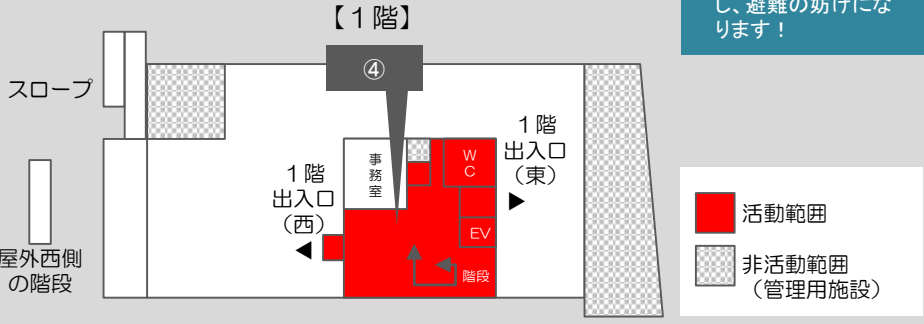


2-1. 津波警報等が発令・・・1階

- ④1階観光交流スペースへ移動
 - 1階利用者に「避難場所まで自主避難すること」を告知、1階残留者無しの状態にする
 - 1階出入口(西及び東)に必要事項掲示(別途記述)、封鎖(施錠しない)
- ※ケガ人等要配慮者に係る避難支援は、利用者の中で体力のありそうな方に依頼することを原則とすること

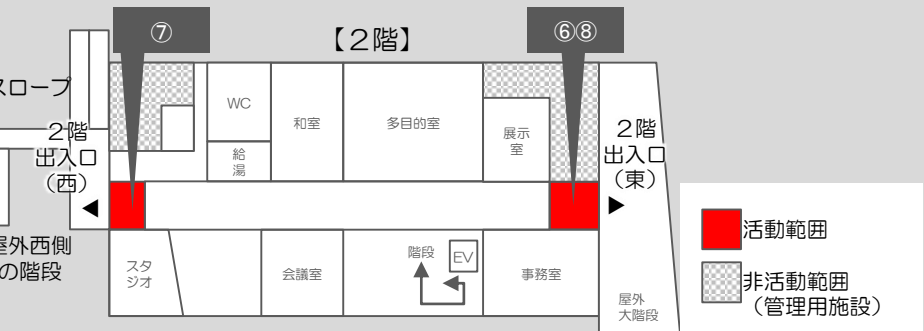
【告知の例】

- ・●●発令！1階を封鎖します！
- ・大船渡保育園へ各自避難してください！
- ・貴重品以外は持たないでください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



3 . 自らの避難

- ⑥2階出入口(東)へ移動
 - 2階出入口(東)に必要事項掲示(別途記述)、封鎖(施錠しない)
- 【職員Bから残留者が無い旨報告あり】
- ⑦避難路(西)(図1)を通じて避難可能な場合
 - 2階出入口(西)に必要事項掲示(別途記述)、封鎖(施錠しない)→避難路(西)を通じて、自ら避難
- ⑧避難路(西)(図1)を通じて避難不可の場合
 - 避難路(東)を通じて、自ら避難



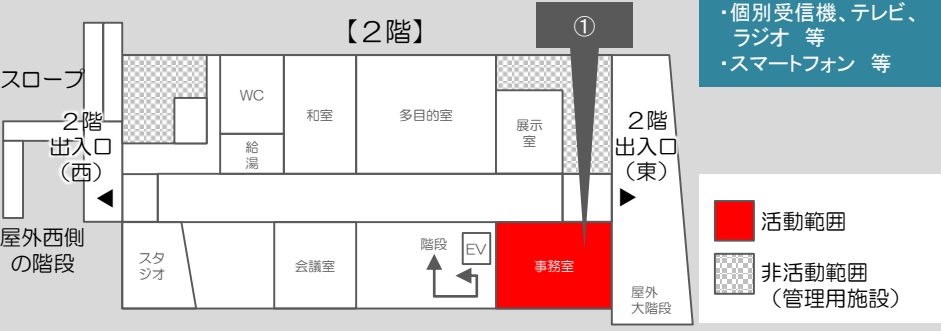
■津波が防潮堤を越える可能性を感じた場合

・「波が防潮堤を超えるおそれあり！屋上広場へ避難！」の旨大声で指示 → 屋上広場へ避難

2-2. 津波避難誘導＞職員B

1 . 地震発生後(初動)・・・2階

- ①2階事務所内の放送機器前
- ・「地震発生」の旨館内放送
 - ・ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯
 - ・マスターキー持出し



【館内放送の例】

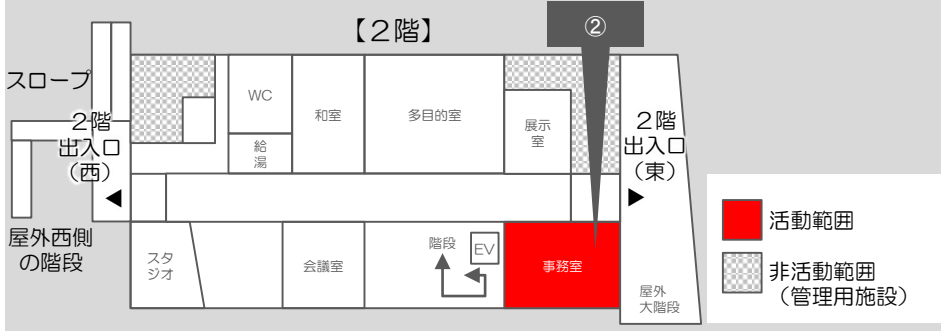
- ・ただ今、大きな地震が発生しました！
- ・現在状況を確認中です！
- ・今後の津波情報等に注意してください！

【情報の受信手段】

- ・防災無線 等
- ・個別受信機、テレビ、ラジオ 等
- ・スマートフォン 等

2-1. 津波警報等が発令・・・2階

- ②2階事務所
- ・津波警報等を受信後、「避難開始」の旨館内放送



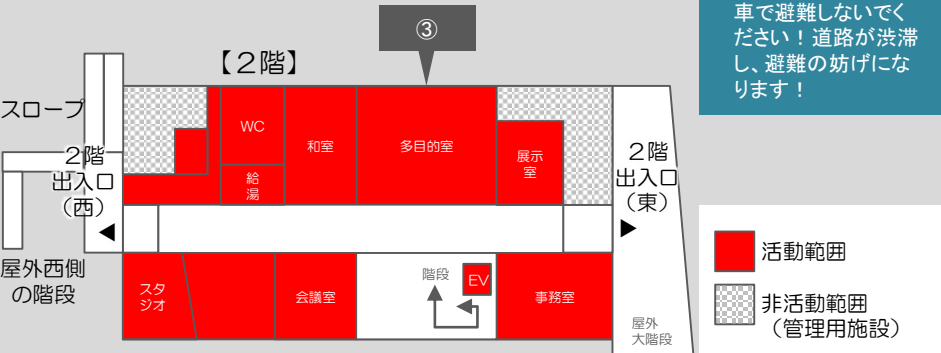
【館内放送の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・館内の皆さんは職員の指示に従って、冷静に行動してください！

2-2. 津波警報等が発令・・・2階

- ③2階の各諸室
- ・津波避難誘導しつつ、2階残留者の有無確認

※ケガ人等要配慮者に係る避難支援は、利用者の中で体力のありそうな方に依頼することを原則とすること

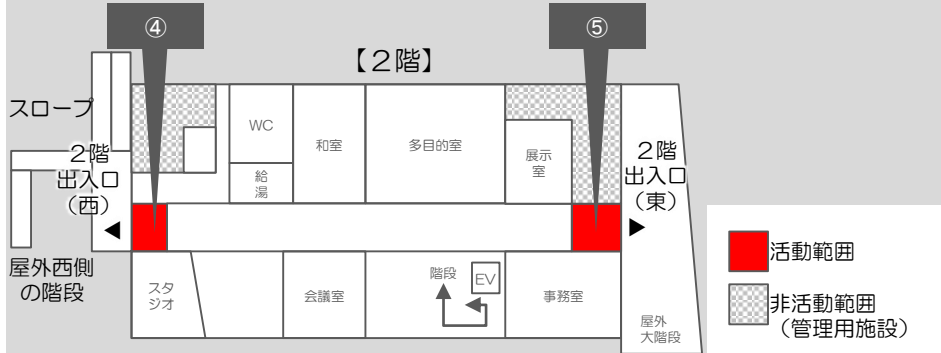


【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・貴重品以外は持たないでください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！

3 . 自らの避難

- 【残留者無い旨職員Aに報告】
- ④避難路(西)(図1)を通じて避難可能な場合
 - ・避難路(西)を通じて、自ら避難
 - ⑤避難路(西)(図1)を通じて避難不可の場合
 - ・避難路(東)を通じて、自ら避難



■職員Aから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

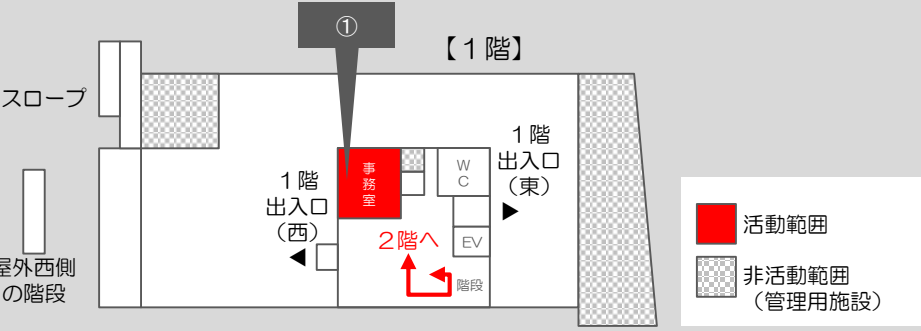
- ・屋上広場へ避難

2-2. 津波避難誘導＞職員C

1-1. 地震発生後(初動)・・・1階

- ①1階事務所へ移動
- ・職員Aから指示受け
 - ・ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯

- 【告知の例】
- ・地震発生！情報収集集中！
 - ・今後の津波情報等に注意してください！
 - ・ケガをした場合は職員に申し出てください！



1-2. 地震発生後(初動)・・・2階

- ②2階出入口(西)へ移動(屋内階段より)
- ・2階利用者の安否確認
 - ・屋外西側の階段又はスロープと施設との繋ぎ目の安全確認(目視)
 - ・屋外西側の階段又はスロープが活用不可と思われる場合は、必要事項掲示(別途記述)、封鎖(施錠しない)

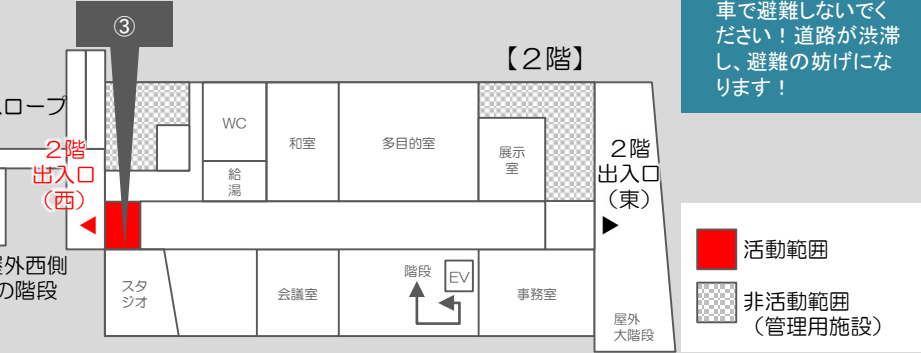
- 【告知の例】
- ・地震発生！情報収集集中！
 - ・今後の津波情報等に注意してください！
 - ・ケガをした場合は職員に申し出てください！



2-1. 津波警報等が発令・・・2階

- ③屋外西側の階段等が活用可能と思われる場合
- ・利用者を先導し、避難路(西)(図1)を通じて、避難場所まで誘導
- ※ケガ人等要配慮者に係る避難支援は、利用者の中で体力のありそうな方に依頼することを原則とすること
- ※避難場所到着後、利用者を市の災害対策本部従事職員等に引き渡し、津波避難誘導を終了する

- 【告知の例】
- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
 - ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
 - ・貴重品以外は持たないでください！
 - ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



2-2. 津波警報等が発令・・・2階

- ④屋外西側の階段等が活用不可と思われる場合
- ・利用者を、2階出入口(東)から避難させる
 - ・避難路(東)(図1)を通じて、自ら避難
- ※ケガ人等要配慮者に係る避難支援は、利用者の中で体力のありそうな方に依頼することを原則とすること

- 【告知の例】
- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
 - ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
 - ・貴重品以外は持たないでください！
 - ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



- 職員Aから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合
- ・避難路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難
 - ・施設内にいる場合は、避難路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断

2-2. 津波避難誘導＞職員D

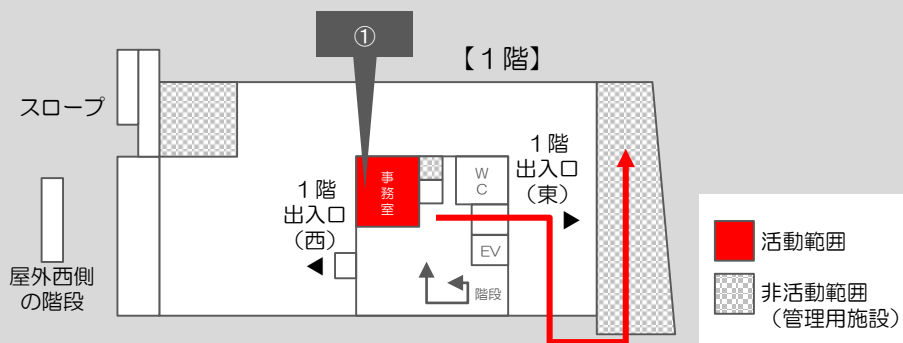
1-1. 地震発生後(初動)・・・1階

①1階事務所へ移動

- ・職員Aから指示受け
- ・ヘルメット着用、電池式ラジオ、メガホンを携帯

【告知の例】

- ・地震発生！情報収集集中！
- ・今後の津波情報等に注意してください！
- ・ケガをした場合は職員に申し出てください！



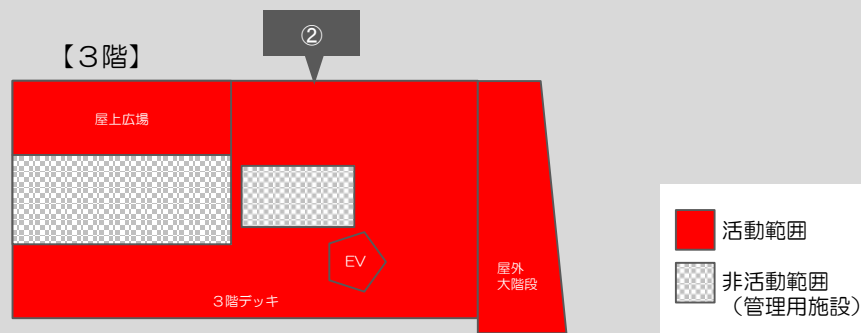
1-2. 地震発生後(初動)・・・3階以上

②3階デッキ・屋上広場へ移動

- ・3階以上の屋外利用者の安否確認
- ・避難路(東)(図1)の安全確認(目視)
- ・3階以上の屋外利用者に「1階観光交流スペースで待機」の旨伝え、3階以上残留者無しの状態にする

【告知の例】

- ・地震発生！情報収集集中！
- ・今後の津波情報等に注意してください！
- ・ケガをした場合は職員に申し出てください！



2. 津波警報等が発令・・・2階

③2階出入口(東)へ移動

- ・2階利用者を先導し、避難路(東)(図1)を通じて、避難場所まで避難
- ④(途中)屋外大階段1階部にて
- ・必要事項揭示(別途記述)

※ケガ人等要配慮者に係る避難支援は、利用者の中で体力のありそうな方に依頼することを原則とすること

※避難場所到着後、利用者を市の災害対策本部従事職員等に引き渡し、津波避難誘導を終了する

【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・貴重品以外は持たないでください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



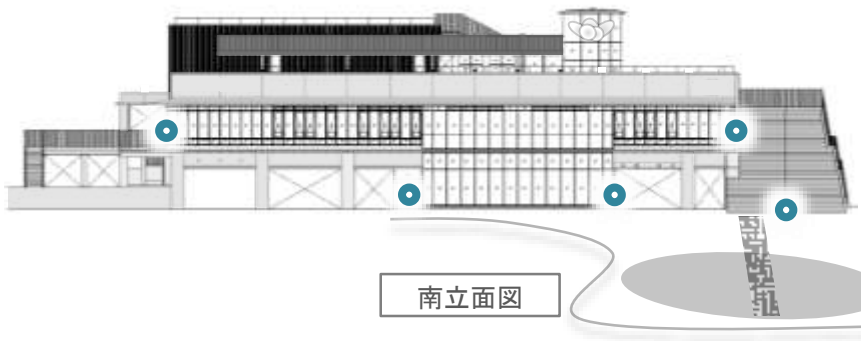
■職員Aから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

- ・避難路(東)を通じて避難中の場合は、そのままの経路で避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断
- ・施設内にいる場合は、屋上広場へ避難

3. その他

(1) 避難終了後の施設の状態

・下図のとおり、「屋内に出入り可能な場所への掲示物」(○)を設置



【掲示物の記載例:津波警報等発令時】

- ・①津波注意報／②津波警報／③大津波警報が発令されました
(①A tsunami advisory／②A tsunami warning／③A major tsunami Warning was issued.)
(A tsunami advisory (warning) was issued.)
- ・館内封鎖中
(Closed.)
- ・避難経路
(Tsunami evacuation routes)
※図1を表記

【掲示物の記載例:平時の夜間】

- ・館内封鎖中
(Closed.)
- ・避難経路
(Tsunami evacuation routes)
※図1を表記

(2) 告知文例(避難誘導関係) ※訓練等を繰り返し、引き続き定型告知事項を整理し、ピクトグラムと組合せる等により円滑な津波避難誘導を行うこと。

地震発生中	・家具、調度品からなるべく離れてください (Stay away from furniture.)	・家具の転倒、落下物に注意し、頭を保護してください (Protect your head, paying attention to tumbling furniture or falling objects.)	テーブルの下に身を隠し、テーブルの脚を持ってください (Crawl under a table and hold onto its legs for support.)	・近くの固定されているものにつかまってください (Hold on to something secure.)	・慌てて外に飛び出さないでください (Don't rush outside in a hurry.)	
地震発生後(初動)	・ただ今、大きな地震が発生しました (A major earthquake has just occurred.)	・今後の津波情報等に注意してください (Be careful to tsunami alert.)	・貴重品以外は持たないでください (Have your valuables. Don't have except valuables.)	・ケガをした場合は職員に申し出てください (Let staff know immediately if you got injured.)	・施設は今後も揺れますが、倒壊しません (This building may shake again. However, it is safe and will not collapse.)	
津波警報等が発令	・①津波注意報／②津波警報／③大津波警報が発令されました (①A tsunami advisory／②A tsunami warning／③A major tsunami Warning was issued.)	・大船渡保育園に避難します (We must evacuate to Ofunato nursery school.)	・職員の指示に従って、冷静に行動してください (Behave calmly and follow, the instructions of the emergency staff members.)	歩いて避難します、車で避難しないでください (Leave your car and evacuate on foot.)	・1階を封鎖します、各自で避難してください (Close the ground floor. Please evacuate voluntarily.)	
その他	・避難経路 (Tsunami evacuation routes)	・避難場所 (Tsunami evacuation sites)	・大船渡保育園 (Ofunato nursery school)	・非常用通信機器の設置場所 (Location of emergency communication equipment)	・避難所 (Tsunami evacuation shelters)	・緊急地震速報 (Earthquake early warning)

10